

福岡県豚熱感染確認区域で捕獲された野生イノシシのジビエ利用に関する実施要領

令和8年2月19日制定

1 基本的な考え方

野生イノシシの豚熱陽性確認地点から半径10km圏内の区域（以下「感染確認区域」という。）で捕獲された野生イノシシのジビエ利用については、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）（平成26年11月14日付け食安発1114第1号通知）」及び「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引きについて（令和3年4月1日付け2消安第6357号、2農振第3720号通知）」（以下「利用の手引き」という。）が示されており、獣肉処理加工施設の管理者、従業員等（以下「事業者」という。）や捕獲者は、これらの要件を遵守するものとされている。

今般、感染確認区域で捕獲された野生イノシシのジビエ利用（以下「ジビエ利用」という。）にあたって、本要領により関係機関が連携の上、指導・助言を行い、食品衛生を確保しつつ豚熱ウイルスの拡散を防止することとする。

2 適用範囲

本要領は、事業者が感染確認区域で捕獲された野生イノシシをジビエ利用する場合に適用するものとする。

3 対象者

県関係機関が本要領に基づき、指導・助言を行う対象は以下のとおりである。

- ① ジビエ利用を目的とする事業者
- ② ジビエ利用を目的とする捕獲者
- ③ 感染確認区域において捕獲された野生イノシシの豚熱の検査を行う外部検査機関

4 県関係機関の役割

本要領における県関係機関とその役割については以下のとおりとする。

- ① 農林水産部経営技術支援課、畜産課、農林事務所
「利用の手引き」及び「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（令和2年3月：環境省・農林水産省）（以下「防疫措置の手引き」という。）」に関する指導・助言並びに関係機関との連絡調整
- ② 農林水産部畜産課、家畜保健衛生所（以下「家保」という。）
「家畜伝染病予防法」及び「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月：農林水産省）」に基づく防疫措置に関する指導・助言
- ③ 保健医療介護部生活衛生課、各保健福祉（環境）事務所、食肉衛生検査所

「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」（平成 26 年 11 月：厚生労働省）及び「福岡県野生鳥獣肉衛生管理ガイドライン」（平成 21 年 4 月（令和 7 年 2 月）：福岡県保健医療介護部生活衛生課）に関する指導・助言

5 ジビエ利用の再開

ジビエ利用の再開の時期及び範囲については、県関係機関が協議の上、感染状況などを踏まえて決定する。

経営技術支援課は、ジビエ利用の再開について、関係する事業者や（一社）福岡県猟友会などの関係機関に通知する。

6 「利用の手引き」に沿ったジビエ利用の進め方

事業者は、県関係機関の指導・助言のもと、以下の手順でジビエ利用を行う。

(1) 利用届の提出

事業者は、経営技術支援課に対し、以下の内容を記載したジビエ利用に関する届出（様式 1）（以下「利用届」という。）をジビエ利用の前に提出することとし、内容を変更しようとするときは、変更内容を記した届出書を再度提出することとする。

なお、利用届には、「利用の手引き」、「防疫措置の手引き」及び関係ガイドラインの遵守と、県関係機関からの指導・助言に従うことを明記する。

【利用届の記載内容】

- ・施設の概要
- ・ジビエ利用計画
- ・ジビエ利用実施体制

捕獲にかかる防疫措置チェックシート（様式 2）

施設搬入から一時保管までの豚熱ウイルス拡散防止対策チェックシート（様式 3）

- ・陽性個体が確認された場合の対応内容（経営技術支援課への報告書（様式 4）、汚染個体の処分方法、施設の消毒等）
- ・検査検体の利用は県に一任すること（検査結果（捕獲情報を含む）、検査検体から得られた遺伝子・遺伝子増幅産物、病原体等）等

(2) 利用届の取扱い

利用届の取扱いは以下のとおりとする。

- ① 事業者は、経営技術支援課に利用届を提出する。
- ② 経営技術支援課は、畜産課、生活衛生課、家保及び農林事務所に利用届の提出を共有する。
- ③ 利用届に基づくジビエ利用について、必要に応じて県関係機関から指導・助言を行う。

7 ジビエ利用を目的として捕獲した個体の血液 PCR 検査の実施について

ジビエ利用を目的として捕獲した個体の血液PCR検査は、以下のとおり実施することとし、その経費及び器具等は事業者が負担する。

(1) 県が認定している外部検査機関で実施する野生イノシシの豚熱感染確認検査

- ① 事業者は、ジビエ利用を目的とする野生イノシシの血液を「利用の手引き」2(2)に規定する外部検査機関（以下「検査機関」という。）に送付する。

なお、別添「野生イノシシでの豚熱検査における外部検査機関認定に関する要件及び確認事項」に基づき、適切に血液PCR検査が実施可能であると県が認定した検査機関は、別表1のとおりとする。

- ② 検査機関は、血液PCR検査が陽性の場合、野外株とワクチン株の鑑別は行わない。

なお、事業者は、血液PCR検査が陽性であった野生イノシシに由来する生産物等が流通しないよう措置を講ずるものとする。

- ③ 検査機関より検査結果の報告を受けた事業者は、報告様式（様式4）により速やかに経営技術支援課に報告する。

- ④ 経営技術支援課は、報告を受けた検査結果を、畜産課と共有する。

- ⑤ 経営技術支援課は、豚熱陽性と判定された場合、その結果を生活衛生課と共有する。

- ⑥ 事業者は、陽性確認に基づく消毒等の措置の実施について、「利用の手引き」3(5)の規定に基づき、畜産課に報告すること。

(2) 県が実施する野生イノシシの豚熱感染確認検査

- ① 捕獲者は採材した血液とともに事業者（利用届を提出している事業者に限る。）に捕獲した野生イノシシを搬入し、事業者は、その血液を中央家畜保健衛生所（以下「中央家保」という。）に送付する。なお、血液の送付方法は別に定める。

- ② 中央家保は、検査結果を畜産課に通報し、畜産課は経営技術支援課に報告することとし、経営技術支援課は事業者に通知する。

- ③ 経営技術支援課は、豚熱陽性と判定された場合、その結果を生活衛生課と共有する。

- ④ 事業者は、陽性確認に基づく消毒等の措置の実施について、「利用の手引き」3(5)の規定に基づき、畜産課に報告すること。

(注) 県が実施する検査は、野生イノシシの豚熱ウイルス浸潤状況の把握を目的としたサーベイランスの一環として実施するものであり、検査の上限頭数を別に定める。また、検査は、県の任意の日程で実施する。

8 附則

この要領は令和8年2月19日から施行する。

【別表 1】

血液PCR検査を実施できる検査機関

| | |
|----------------|-----------------------------|
| J-VPD 東京ラボラトリー | 東京都新宿区愛住町 23-14 ベルックス新宿ビル6階 |
|----------------|-----------------------------|

(様式 1 - 1)

令和 年 月 日

福岡県農林水産部経営技術支援課長 殿
(鳥獣対策係)

| | |
|-------------|-------|
| 施設名 | |
| 届出者 | |
| 住所 | 〒 |
| 連絡先 (電話) | () - |
| メールアドレス | |

豚熱感染確認区域におけるジビエ利用届

このことについて、福岡県豚熱感染確認区域で捕獲された野生イノシシのジビエ利用に関する実施要領に基づき、別紙のとおり提出します。

については、「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き（令和3年4月：農林水産省通知（令和5年4月最終改訂）」、「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（令和2年3月：環境省・農林水産省通知）」及び関係ガイドラインを遵守し、関係機関の指導助言に従って、別紙のとおり豚熱陰性野生イノシシの利用を行います。

豚熱感染確認区域におけるジビエ利用届

1 施設の概要

| | | |
|--------|----|----|
| 施設名 | | |
| 住所 | | 〒 |
| 面積(m2) | 用地 | m2 |
| | 建屋 | m2 |

| | | |
|----------|-------|--------|
| 施設管理運営者名 | | |
| 連絡先 | (緊急時) | 電話 () |
| | | メール |
| | (通常時) | 電話 () |
| | | メール |

| | | |
|--------|-------|--------|
| 施設所有者名 | | |
| 連絡先 | (緊急時) | 電話 () |
| | | メール |
| | (通常時) | 電話 () |
| | | メール |

※施設管理運営者と同じ場合は記載不要

| | | |
|------|-------|---|
| 従業員数 | 施設従事者 | 人 |
| | 捕獲従事者 | 人 |

| 利用獣種 | 年間取扱頭数 | 備考 |
|------|--------|----|
| イノシシ | 頭 | |
| シカ | 頭 | |
| その他 | 頭 | |

【添付資料】

- ①施設位置図(縮尺:5万分の1)
- ②施設平面図
- ③従業員名簿
- ④捕獲者名簿

} (任意様式)

2 シビエ利用計画

| | |
|------|--|
| 捕獲市町 | |
|------|--|

| | | | | |
|----------------|----|--|-----|--|
| 月別搬入頭数 (計画) | 4月 | | 10月 | |
| | 5月 | | 11月 | |
| | 6月 | | 12月 | |
| | 7月 | | 1月 | |
| | 8月 | | 2月 | |
| | 9月 | | 3月 | |

| | |
|-------|--|
| 取扱商品 | |
| 主な販売先 | |

3 シビエ利用実施体制

(1) 捕獲から施設搬入まで

| | | |
|-------|----|--|
| 監理責任者 | 役職 | |
| | 氏名 | |

| | |
|------|--|
| 捕獲方法 | |
|------|--|

| 作業内容と防疫措置 | |
|-----------------|--|
| 現地到着・準備 | |
| わな設置 餌付け・見回り | |
| 検体採取 | |
| 捕獲個体の 処理・消毒 | |
| 運搬 | |
| 駐車場到着 ・移動 | |
| 帰宅後の対応 | |

【添付資料】

- ① 捕獲体制体系図（任意様式）
- ② 捕獲にかかる防疫措置等チェックシート(様式2)
※ 捕獲従事者がチェックシートを遵守するよう指導する。

(2) 施設搬入から出荷まで

| | | |
|-------|----|--|
| 監理責任者 | 役職 | |
| | 氏名 | |

| | |
|----------------|--|
| 一時保管の方式(A、B、C) | |
|----------------|--|

| 作業内容と防疫措置 | |
|-----------|--|
| 施設搬入 | |
| 受入判断 | |
| 個体管理 | |
| 個体洗浄 | |
| 放血 | |
| 剥皮 | |
| 内臓摘出 | |
| 一時保管 | |

【添付資料】

- ①施設管理体制体系図(任意様式)
- ②施設搬入から一時保管までの豚熱ウイルス拡散防止対策
チェックシート(様式3)

4 豚熱ウイルスの検査の実施について
(県が検査する場合を除く)

| | |
|------|--|
| 検査方法 | |
|------|--|

| 検査機関 | |
|------|--|
| 住所 | |
| 連絡先 | |

| 検体採取方法 | |
|---------|--|
| 検体保管 | |
| 検体送付頻度 | |
| 検査結果の取扱 | |

5 陽性個体が確認された場合の対応内容

(4/4)

| 経営技術支援課への報告(様式4) (県が検査する場合を除く) | |
|--------------------------------|-----|
| 報告先 | 電話: |

| 在庫の廃棄処分等について | |
|--------------|--|
| 廃棄処理方法 | |
| 廃棄処分先 | |
| 施設消毒方法 | |

| 在庫処分完了の報告 | |
|-----------|-----|
| 報告先 | 電話: |

6 その他特記事項

| |
|---|
| 検査検体の利用は県に一任する(検査結果(捕獲情報を含む)、検査検体から得られた遺伝子・遺伝子増幅産物、病原体等)。 |
|---|

捕獲にかかる防疫措置チェックシート

| 項目 | 内容 | チェック欄 |
|-------------------|--|-------|
| 現地到着・ 準備 | ・手袋(二重)を着用する | |
| | ・長靴を着用、消毒する | |
| | ・防護服を着用する(捕獲・検体採取時。現場で着脱) | |
| | ・マスク、ゴーグルを着用する(特に捕獲地点等での消毒薬散布時) | |
| わなの設置・ 餌付け・見回り | ・わなを移設・撤去する際、逆性石鹼で消毒する | |
| | ・手袋が破れた時や移動時は手袋を交換する | |
| 捕獲・止め刺し・ 検体採材 | ・わな等の捕獲器具、止め刺しに使用した器具、計測器具等を現場で消毒薬を用いて消毒する | |
| 検体採材 | ・現場を離れる際、猟犬の体表及び足裏の泥汚れなどを十分に落とし、可能であれば体表、特に足裏に消毒薬を噴霧して消毒する | |
| 検体採材 | ・血液採取のために使用した器具、血液を封入した試験管を消毒用アルコールの噴霧・清拭により消毒する | |
| | ・消毒済の試験管はチャック付きポリ袋に二重に封入(各封入時に消毒)の上、クーラーバッグに保冷・保管しさらにバッグ内も消毒する | |
| 捕獲個体・ の処理・消毒 | ・捕獲・死亡個体を自治体の指定する処理方法に従い、適切に処理する | |
| | <焼却処理施設、検査機関等へ運搬する場合> | |
| | ・体表面の消毒後、血液や糞便等が漏れ出さないようブルーシート等で二重に包みビニールテープでとめる等し、二重包みの表面を消毒する | |
| | <現場で埋却する場合> | |
| | ・野生動物が掘り返すことができないくらいの深さの穴に消石灰をまき、その上に死体(ブルーシート等に包まない)を置き、死体の上から消石灰を再度まき、土で埋却し、土の表面にさらに消石灰をまく | |
| | ・捕獲場所周辺を消毒薬で地面が十分濡れるまで消毒する(可能な場合、消石灰も散布) | |
| | ・使用した器材を消毒する | |
| | ・現場を離れる際、手袋を消毒・交換する | |
| | ・長靴を靴底の泥を落としてから、消毒薬の噴霧により消毒する | |
| 運搬 | ・運搬中に血液等の体液や糞等が漏出した場合、当該地点を消毒薬で消毒する | |
| | ・積み込み時、車両に直接イノシシが触れないよう、ビニールシートを敷く等の措置を行う | |

| 項目 | 内容 | チェック欄 |
|---------|---|-------|
| 駐車場到着時・ | ・イノシシの運搬に使用したソリなどを消毒する | |
| 移動 | ・現場に持ち出した猟具・器具などを改めて消毒する | |
| | ・猟犬の体表及び足裏の泥汚れなどを十分に落とし、足、リード等の器具を消毒する | |
| | ・タイヤを消毒薬の噴霧により消毒する(泥を落としてから消毒) | |
| | ・長靴を靴底についた泥を落としてから消毒薬の噴霧により消毒する | |
| | ・消毒用アルコールを手指に噴霧して消毒する | |
| 帰宅後の対応 | ・バケツなどに消毒薬を入れ、猟具や器具、長靴を漬けて消毒し、その後、十分に水洗いする | |
| | ・防護服や使い捨て手袋、採材時に出たゴミ等は二重にゴミ袋に入れて密閉し、表面を消毒用アルコールで噴霧した後、適切に処分する | |

施設搬入から一時保管までの豚熱ウイルス拡散防止対策チェックシート

| 項目 | 内容 | チェック欄 |
|-------|--|-------|
| 施設搬入 | ・処理加工施設の敷地内に進入する際には、消毒場所で運搬に使用した車両のタイヤ、タイヤハウス、荷台等を十分に消毒する。 | |
| | ・床面等に接触しないように捕獲個体を引き渡す。 | |
| | ・搬入者が施設内に持ち込んだ場合（搬入者が施設の職員である場合等）は、衣服、長靴等の洗浄・消毒を徹底する。 | |
| | ・施設の搬入口など、所定の場所でブルーシート等の資機材を洗浄・消毒する。 | |
| 受入の可否 | ・1頭ごとに異常の有無を確認し、捕獲時の状況も踏まえ総合的に判断する。 | |
| | ・異常が認められた場合は、受け入れることなく適切に廃棄する。 | |
| | ・使用した機械器具等を洗浄・消毒する。 | |
| 個体管理 | ・個体ごとの管理番号をつける等により捕獲及び運搬時の記録と紐付けることができるようにする。 | |
| 個体の洗浄 | ・泥等による体表の汚染が著しい個体は、処理加工施設への搬入前に（可能であれば搬入口で懸吊し）、飲用適の流水を用いて体表を十分に洗浄する。 | |
| 放血 | ・放血された血液による生体及び他の個体の汚染を防ぐ。 | |
| | ・手指や手袋が血液等により汚染された場合は、その都度洗浄・消毒する。 | |
| | ・個体に直接接触するナイフ、その他機械器具は、1頭を処理するごとに摂氏83度以上の温湯を用いること等により洗浄・消毒する。 | |
| 剥皮 | ・獣毛等による汚染を防ぐため、必要な最小限度の切開後、ナイフを消毒し、ナイフの刃を手前に向けて、皮を内側から外側に切開する。 | |
| | ・個体に直接接触するナイフ、その他機械器具は、1頭を処理するごとに摂氏83度以上の温湯を用いること等により洗浄・消毒する。 | |
| 内臓の摘出 | ・手指が消化管の内容物等により汚染された場合、その都度洗浄・消毒する。 | |
| | ・個体に直接接触するナイフ、その他機械器具は、1頭を処理するごとに摂氏83度以上の温湯を用いること等により洗浄・消毒する。 | |
| | ・豚熱ウイルスが蓄積しやすい頭部や内臓は、適切に廃棄する。 | |

| 項目 | 内容 | チェック欄 |
|-------------------|--|-------|
| 一時保管 (A方式) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1頭ごとに、一次処理室で懸吊しながら、血液等の体液が漏れ出ることがなく、他の個体に直接接触しないように、個体全体を合成樹脂製の袋等で包装し、紐等を使って開口部を閉じる。 ・ 包材外面は汚染しないように包装し、血液等の体液で汚染した場合には、十分に洗浄・消毒する。 ・ 包材は清潔な場所で保管する。 ・ 一時保管庫への搬出入時には、作業者の動線に注意し、他の作業や個体と接触しないように運搬する。 ・ 一時保管庫への出入り時には、手指・長靴を消毒する。 ・ 一時保管庫内では、同時に保管している他の個体と、個体の露出等により直接接触しないように保管する。 ・ 一時保管庫は、豚熱判定前の専用保冷库として使用し、シカ等他獣種と混在させない。 ・ 豚熱陰性結果が判明した個体のみ、一時保管庫から搬出する。 ・ 一時保管庫で同時に保管している個体で陽性が確認された場合は、豚熱陽性個体を包装された状態で適切に廃棄し、施設・部品等の消毒等をする。 | |
| 一時保管 (B方式) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設外の保冷库で一時保管する場合には、外気に触れない方法をとって運搬する。 ・ 台車等で運搬する場合は、消毒した上で使用する。 ・ 一時保管庫への搬出入時には、作業者の動線に注意し、他の作業や個体と接触しないように運搬する。 ・ 一時保管庫への出入り時には、手指・長靴を消毒する。 ・ 一時保管庫内では、同時に保管している他の個体と接触しないように適切な距離をとって保管する。 ・ 一時保管庫は、豚熱判定前の専用保冷库として使用し、シカ等他獣種と混在させない。 ・ 施設内の保冷库を使って一時保管する場合には、全個体の陰性が確認されるまでは、二次処理室との出入りは行わない。 ・ 一時保管庫で同時に保管している全ての個体で陰性結果が判明した場合に限り、搬出する。 ・ 一時保管庫で同時に保管している個体のうち、1個体でも陽性が確認された場合は、同時に保管している全個体を適切に廃棄し、施設・備品等の消毒を行う。 | |
| 一時保管 (C方式) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 処理加工施設内における処理・加工、真空包装等の作業については、野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）に従い、作業段階ごとに使用機器の洗浄・消毒など、適切な衛生管理措置を実施する。 ・ 一時保管中の製品は、同時に保管している全ての製品に由来する個体で豚熱陰性が確認されるまで、出荷をしない。 ・ 豚熱陽性が確認された場合は、直ちに捕獲個体の新規受入れを中止し、一時保管中の全ての真空包装された製品、解体・加工等作業途中の個体等、施設の一時保管庫までに存在する全ての野生イノシシに由来する物品について適切に廃棄し、施設・備品等の消毒を行う。 ・ 廃棄・消毒措置が完了するまでの間、処理加工は行わない。 ・ 捕獲個体1頭ごとに搬入から解体、処理加工、真空包装、箱詰めまでの一連の工程が独立して実施され、製品の一時保管時に合成樹脂製の袋等を用いて確実に区分保管がされ、かつ、捕獲個体ごとに二次処理室を含む処理経路全体の消毒が実施される場合は、豚熱陽性個体に由来する製品について適切に廃棄し、施設・備品等の消毒等を行う。 | |

(様式4) 経営技術支援課への報告書

報告日 ○○年○○月○○日

1 加工処理施設

- (1) 加工処理施設名
- (2) 連絡先 (電話番号・e-mail)
- (3) 住所
- (4) 捕獲者

2 個体情報

- (1) 個体番号
- (2) 性別
- (3) 体長
- (4) 体重

3 捕獲位置

- (1) 市町村名
- (2) 緯度・経度

4 検査結果

| 検体採取日 | 検査日 | 材料 | 検査結果 | 検査方法 |
|-------|-----|----|------|------|
| | | | | |
| | | | | |

5 問合せ先

| | |
|---------------|--|
| 担当者 | |
| 連絡先 (電話番号) | |

(別添)

野生イノシシでの豚熱検査における外部検査機関認定に関する要件及び認定の方法

1 目的

福岡県関連機関、国関連機関以外が行う、野生イノシシの豚熱の検査を適切に実施するため、「野生いのししにおける豚熱及びアフリカ豚熱の検査を外部検査機関へ委託する場合の基本的な考え方について（令和3年11月22日付け3消安第4354号、動物衛生課長通知）」に基づき、外部検査機関の認定に関する要件及び認定の方法を定める。

2 外部検査機関認定に関する要件

- ① 適切な病原体拡散防止対策及び交差汚染防止対策
 - ・ 検査を実施する検査室は、バイオセーフティー水準（BSL）2相当であり、適切な交差汚染防止対策がされていること。
- ② 検査の実効性
 - ・ 保有する検査機器を確認し、必要な検査が可能であること。
 - ・ 十分な検査実績を有し、家畜保健衛生所での検査と同等の検査品質が確保されること。
- ③ 検体の受け取り・送付及びその記録
 - ・ 個体及び検査検体の識別が適切に行われること。また、その記録が適切に行われること。
- ④ 検体の残余分の取扱
 - ・ 再検査等のための検体の確保が適切に行われること。
 - ・ 検体及び検体から得られた遺伝子増副産物、病原体、検査データ等については、試験・研究のために県が認める者のみが使用すること。
- ⑤ 検査データの保管
 - ・ 検査結果を含むデータは、外部検査機関において3年以上保管されること。
- ⑥ 検査の再検証機会の確保
 - ・ 県の要望に基づき、再検査を実施することが可能であること。この場合、県は検査に立ち会うことができること。
- ⑦ 汚染時の消毒体制
 - ・ 県の指示により、消毒等を行うこと。また、遺伝子の交差汚染が疑われる場合、県によるクリーンナップ指示により、検査会社による費用負担で除染を行い、再検査を行うこと。
- ⑧ 適切な文書管理・精度管理の体制
 - ・ 適切な文書管理・データ管理が行われ、検査について内部精度管理が適切に行われていること。

3 認定の方法

以下の①～⑧を当該外部検査機関から提供される資料、実地確認により、野生イノシシの豚熱の検査が適切に実施可能であることを認定する。

- ① 2に定める外部検査機関認定に関する要件を満たしていること。
- ② 必要な研修等を実施済みであることを確認していること。
- ③ マニュアル、標準作業手順書等が整備されていること。
- ④ 検査依頼書・結果報告書・結果記録等の文書様式が整備されていること。
- ⑤ 検査検体の保管体制が整備されていること。
- ⑥ アフリカ豚熱検査において陽性だった場合の緊急連絡体制・輸送体制が整備されていること。
- ⑦ 精度管理の実施状況について県が確認する方法が規定されていること。
- ⑧ 検査結果の秘密保持が適切に行われること。